

上水道と下水道の料金は、それぞれで算定し、別々に請求されます。

平成20年4月使用分からの上水道使用料金表および料金算定方法は、次のとおりです。

【上水道料金表】

(消費税込額)

種別	口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金 (円/㎡)					
			1～ 5㎡	6～ 10㎡	11～ 20㎡	21～ 30㎡	31～ 50㎡	51㎡ 以上
一般用	13	840	105	126	210	252	294	336
	20	1,155						
	25	2,205						
	30	3,465						
	40	5,775						
	50	10,815						
	75	21,840						
	100	37,800						
臨時用	1㎡ 以下	525	1㎡につき525					

【上水道料金算出例】

量水器口径20mm、
検針水量（2か月使用水量）が45㎡の場合

一月あたりの使用水量を算出する
 検針月の前月使用水量 23㎡
 検針月の当月使用水量 22㎡
 (算出方法) $45\text{㎡} \div 2 = 22.5\text{㎡}$
 [端数は前月分へ加算する。]
 検針月の翌月請求額（検針前月使用分）を算出する
 検針月の翌月請求額 5,166円 (23㎡)
 (算出方法) 基本料金 1,155円
 従量料金(*) 4,011円
 検針月の翌々月請求額（検針月使用分）を算出する
 検針月の翌々月請求額 4,914円 (22㎡)
 (算出方法) 基本料金 1,155円
 従量料金(*) 3,759円
 ※従量料金算出方法
 $1 \sim 5\text{㎡} \quad 105\text{円} \times 5\text{㎡} = 525\text{円}$
 $6 \sim 10\text{㎡} \quad 126\text{円} \times 5\text{㎡} = 630\text{円}$
 $11 \sim 20\text{㎡} \quad 210\text{円} \times 10\text{㎡} = 2,100\text{円}$
 $21 \sim 30\text{㎡} \quad 252\text{円} \times 3\text{㎡} = 756\text{円}$
 $\quad \quad \quad (252\text{円} \times 2\text{㎡} = 504\text{円})$

 $23\text{㎡}/\text{月} \quad \text{合計額} = 4,011\text{円}$
 $(22\text{㎡}/\text{月} \quad \text{合計額} = 3,759\text{円})$

平成20年4月使用分からの下水道（取手地方広域下水道組合区域以外の公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント）使用料金表および料金算定方法は次のとおりです。

【下水道料金表】

(消費税込額)

基本 料金 (円)	従量料金 (円/㎡)					
	1～ 10㎡	11～ 20㎡	21～ 30㎡	31～ 50㎡	51～ 100㎡	101㎡ 以上
525.0	73.5	136.5	147.0	157.5	168.0	178.5
一時使用	1㎡につき178.5（公共下水道のみ適用されます）					

※合計額に1円未満の端数が発生した場合は切り捨てる

【下水道料金算出例】

検針水量（2か月使用水量）が45㎡の場合

一月あたりの使用水量は上水道算出水量による
 検針月の翌月請求額（検針前月使用分）を算出する
 検針翌月請求額 3,066円 (23㎡)
 (算出方法) 基本料金 525円
 従量料金 2,541円
 検針月の翌々月請求額（検針月使用分）を算出する
 検針翌々月請求額 2,919円 (22㎡)
 (算出方法) 基本料金 525円
 従量料金 2,394円
 [従量料金算出は上水道の方法を参考にしてください。]